

弁護士法人前田総合法律事務所報酬規定

令和7年9月1日改定

1 法律相談費用（税別、以下同じ）

（1）個人の方

1 万円（1 時間を超えた場合は、30 分毎に 5,000 円が追加となります）

（2）法人・事業主の方

3 万円（1 時間を超えた場合は、30 分毎に 15,000 円が追加となります）

2 事件処理費用

（1）訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	8%	16%
300 万円を超え 3000 万円以下の場合	5%+9 万円	10%+18 万円
3000 万円を超え 3 億円以下の場合	3%+69 万円	6%+138 万円
3 億円以上の場合	2%+369 万円	4%+738 万円

※着手金の最低額は、200,000 円とします。

（2）調停事件及び示談交渉事件

着手金、報酬金はそれぞれ(1)に準じるものとします。但し、それぞれの額を 3 分の 2 に減額することがあります。

（3）契約締結交渉

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の場合	15 万円	15 万円
300 万円を超え 3000 万円以下の場合	1%+3 万円	2%+6 万円
3000 万円を超え 3 億円以下の場合	0.5%+18 万円	1%+36 万円
3 億円以上の場合	0.3%+78 万円	0.6%+156 万円

※着手金の最低額は、150,000 円とします。

（4）離婚事件

ア 着手金

離婚調停の申立ての場合には、40 万円～とし、離婚訴訟の場合には、50 万円～とします。その他の調停等の申立てを併せて行う場合には、事件の難易等を勘案し、委任者と合意した金額を加算します。

但し、離婚交渉から離婚調停を受任した時、離婚調停から離婚訴訟を受任した時、離婚訴訟から控訴審を受任した時の着手金は、原則として、それぞれ上記の額の 2 分の 1 とします。

財産分与、慰謝料等の請求については、別途(1)又は(2)により算定した金額を上記の額に加算致します。

イ 報酬金

40 万円～とします。なお、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することがあります。

財産分与、慰謝料等の請求については、別途(1)又は(2)により算定した金額を上記の額に加算致します。

（5）境界に関する事件

着手金、報酬金はそれぞれ 50 万円～とします。

但し、(1)の額が上記の額より上回る時は(1)により、また、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することがあります。

（6）借地非訟事件

ア 着手金

(ア) 借地権の額が 5000 万円以下の場合は、30 万円から 100 万円の範囲内の額。

(イ) 借地権の額が 5000 万円を超える場合は、上記に 5000 万円を超える部分の 0.5%を加算した額。

イ 報酬金

(ア) 申立人の場合

① 申立の認容の場合、借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

② 相手方の介入権認容の場合、財産上の給付額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

(イ) 相手方の場合

① 申立の却下又は介入権の認容の場合、借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として(1)によるものとします。

② 賃料の増額の認容の場合、賃料増額分の 7 年分を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

③ 財産上の給付の認容場合、財産上の給付額を経済的利益の額として、(1)によるものとします。

(7) 保全命令申立事件等

ア 着手金

(1)の着手金の額の 3 分の 2 とします。

但し、着手金の最低額は 20 万円とします。

イ 報酬金

(ア) 本案の目的を達した時は、(1)の報酬金に準じる額を報酬金とする。

(8) 民事執行事件

ア 民事執行事件

着手金は、(1)の着手金の額の 3 分の 2

報酬金は、(1)の報酬金に準じる

イ 執行停止事件

着手金は、(1)の着手金の額の 3 分の 2

報酬金は、(1)の報酬金に準じる

(9) 破産申立事件等

ア 破産・会社整理・特別清算・会社更生の申立事件

(ア) 着手金

資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

- | | |
|-------------|---------|
| ① 非事業者の自己破産 | 40 万円～ |
| ② 事業者の自己破産 | 75 万円～ |
| ③ 自己破産以外の破産 | 75 万円～ |
| ④ 会社整理 | 100 万円～ |
| ⑤ 特別清算 | 100 万円～ |
| ⑥ 会社更生 | 200 万円～ |

(イ) 報酬金

(1)に準じるものとします。(この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定します。)

但し、前記①②の自己破産事件の場合には、報酬金は発生しません。

イ 民事再生事件

(ア) 着手金

資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 事業者 | 200 万円～ |
| ② 非事業者 | 50 万円～ |
| ③ 小規模個人及び給与所得者等 | 40 万円～ |

(イ) 執務報酬 再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を頂くものとします。

(ウ) 報酬金

(1)に準じるものとします（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定します。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮します。）。

但し、再生計画認可決定を受けたときに限って請求させていただきます。また、③の小規模個人及び給与所得者等については報酬金は頂きません。

(10) 任意整理事件 (9)の各事件に該当しない債務整理事件)

ア 着手金 資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

- | | |
|---------------|------------------|
| (ア) 非事業者の任意整理 | 債権者 1 社あたり 3 万円～ |
| (イ) 事業者の任意整理 | 100 万円～ |

イ 報酬金

(ア) 事件が清算により終了したとき

① 弁護士が債権取立、資金売却等により集めた配当源資額（債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）に応じて以下のとおりとします。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| a 500 万円以下の場合 | 15% |
| b 500 万円を超え 1000 万円以下の場合 | 10%+25 万円 |
| c 1000 万円を超え 5000 万円以下の場合 | 8%+45 万円 |
| d 5000 万円を超え 1 億円以下の場合 | 6%+145 万円 |
| e 1 億円を超える場合 | 5%+245 万円 |

② 委任者及び委任者に準じる方から任意提供を受けた配当源資額に応じて以下のとおりとします。

- | | |
|------------------------|-----------|
| a 5000 万円以下の場合 | 3% |
| b 5000 万円を超え 1 億円以下の場合 | 2%+50 万円 |
| c 1 億円を超える場合 | 1%+150 万円 |

(イ) 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了した時は、次のとおりとします。

① 非事業者の場合

債務減少額の 10%及び過払返還額の 20 %（訴訟を提起した場合は 25%）

② 事業者の場合 債務免除額及び回収額に応じて、(9)に準じるものとする。但し、報酬金の最低額は、75 万円とし、また、事件の処理について裁判上の手続を要したときは、(ア)(イ)に定めるほか、相応の報酬金をいただく場合があります。

(11) 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件

ア 着手金 (1)に準じる

報酬金 (1)に準じる

3 裁判上の手数料

(1) 証拠保全

21 万円に第 2 項(1)より算定された額の 10%を加算した額とします。但し、特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と委任者との協議により決定します。

(2) 倒産整理事件の債権届出

5 万円から 10 万円の範囲内の額とします。但し、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

(3) 簡易な家事事件（家事審判法第 9 条第 1 項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）

10 万円から 30 万円の範囲内の額とします。但し、特に複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

4 裁判外の手数料

(1) 法律関係調査（事実関係調査を含む）

ア 複雑・特殊でない場合 5 万円から 30 万円の範囲内の額とします。

イ 複雑または特殊な事情がある場合 30 万円～

(2) 契約書類及びこれに準じる書類の作成

ア 経済的な利益の額に応じて以下のとおりとします。但し、複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

(ア) 300 万円以下の場合 10 万円～

(イ) 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1%+7 万円～

(ウ) 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.3%+28 万円～

(エ) 3 億円以上の場合 0.1%+88 万円～

イ 公正証書にする場合 上記の手数料に 10 万円が加算されます。

(3) 書面による鑑定、意見書作成料

ア 複雑・特殊でない場合 1 件 10 万円～

イ 複雑・特殊等の事情がある場合 1 件 30 万円～

(4) 内容証明郵便作成

ア 5 万円～ 但し、複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

なお、金員請求等の場合、原則として、代理人名の表示をしての内容証明郵便作成のみは行いません。この場合、民事事件として受任することになります。

(5) 遺言書作成

ア 経済的な利益の額に応じて以下のとおりとします。但し、複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定します。

(ア) 300 万円以下の場合 20 万円～

(イ) 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1%+17 万円～

(ウ) 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.3%+38 万円～

(エ) 3 億円を超える場合 0.1%+98 万円～

ウ 公正証書にする場合 上記の各手数料に 10 万円が加算されます。

(6) 遺言執行 経済的な利益の額に応じて以下のとおりとします。

ア 300 万円以下の場合 30 万円～

イ 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 2%+24 万円～

ウ 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 1%+54 万円～

エ 3億円を超える場合 0.5%+204万円～

但し、複雑又は特殊な事情がある場合は弁護士と委任者との協議により決定し、遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬を請求させていただく場合があります。

(7) 株主総会等指導 50万円～

(8) 簡易な自賠責請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）

ア 給付金額が150万円以下の場合 7万5000円

イ 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の5%

但し、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額することがあります。

5 顧問料

(1) 月額5万円～

6 日当

(1) 半日 5万円

(2) 一日 10万円

7 タイムチャージ制について

(1) 3万円～（1時間）

8 刑事事件

(1) 起訴前及び起訴後及び再審事件

ア 着手金 40万円～

イ 報酬金

(ア) 起訴前

① 不起訴等の場合 40万円～

② 求略式命令の場合 40万円～

(イ) 起訴後

① 無罪の場合 60万円～

② 刑の執行猶予の場合 40万円～

③ 求刑された刑が軽減された場合 30万円～

④ 検察官上訴が棄却された場合 40万円～

(2) 保釈・拘留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・拘留理由開示等の申立

着手金、報酬金は委任者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別にいただく場合があります。

(3) 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続

ア 着手金 1件につき30万円～

イ 報酬金 40万円～

9 少年事件

(1) 着手金

40万円～

(2) 報酬金

40万円～

10 その他

(1) 経済的利益の算出について

本規定に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した

経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

ア 算定可能な場合の算定基準

- ① 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ② 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ③ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは7年分の額
- ④ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ⑤ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価を超えるときは、その権利の時価相当額
- ⑦ 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- ⑧ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- ⑨ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ⑤、⑥、⑧及び⑨に準じた額
- ⑪ 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- ⑫ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- ⑬ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- ⑭ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

イ 算定不能な場合の算定基準

800万円とします。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び委任者の受ける利益等を考慮して増減額する場合があります。

※ 経済的利益の額と紛争の実態又は委任者の受ける額とに齟齬があるときは増減額します。

以上